

11月 モニタレポート	担当出張所	福島出張所
担当区間	右岸 河口(矢倉緑地を除く)～国道2号淀川大橋(右岸0.6～4.8Km)	
モニター実施日時	令和元年11月9日(土)13時頃～15時頃 令和元年11月23日(土)13時頃～15時頃	
天候	晴れ(11/9) 晴れ(11/23)	
<p>(見出し) 『下流端～上流端』</p> <p>8月分(意見・感想・処置等)において、「…一般の河川利用者には近づきにくい箇所となっていますが、代わりに動植物にとっては貴重な生息域となっています。…」と書かれていましたので、今月のモニターは、モニター区間に生息している動物について重点的に調査しました。</p> <p>11/9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物は見当たらず生息していると思われる形跡(糞・毛)も見当たらなかった。 ・野生動物が生息するには、面積が狭すぎて十分な餌の確保が難しいからではないかと思います。 ・淀川大橋の下流で釣をしていた人が、ノスリ(鷹の仲間)らしきものを見たらしい。 ・ノスリについては、渡りをする鳥なので一時の羽休めかとも思われるが、比較的どこにもいるようなホオジロさえ見たことが無いので、近くに森などが無いことが理由かなと思われる。 ・利用者は、少年野球をする人100名程度、釣りをする人10名程度が楽しんでいる。 ・河川環境などに異常は見当たらなかった。 <p>11/23</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒吉大橋下流200m位のところに黒い野良猫が1匹いた。 ・淀川大橋の下流で釣をしていた人から9月に夜釣りをしていた時、カピパラが1匹下流の方向に泳いで行った、との目撃情報があった。 ・野球をしている50人位の小中学生がいた。 ・河川環境などに異常は見当たらなかった。 		

(内容)

1. 地域住民等から受けた河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望・意見について

- ・モニター区間(7~10月まで)の河川敷等の利用者は、少年野球をする人、釣りをする人(釣り人からの要望は先月報告済み)、水門の上下流の天端を矢倉緑地に向かう人がほとんどで、これらの利用者からの要望や意見はほとんど無いものと思われるが、これ以外の利用者を増やそうとするなら、河川敷に花を植えるなどの利用しやすい環境を作るべきではないかと思えます。

2. 河川環境・利用上の障害となるような事象について

- ・河川敷には草が多く、道も整備されていないことが、利用上の障害と思われる。
- ・自転車で阪神本線淀川橋梁の工事車両の出入り口から入って、河川敷を下流方向に行くと阪神なんば線淀川橋梁の工事に突き当たる、ここから道路に上がることができず、元来た道を引き返さなければならず大変不便なので、この道約1キロを利用している人を見たことがない。(写真)

3. ゴミ等の投棄・河川の流水や施設の異常について

- ・異常は見当たらなかった。
- ・高水敷には、台風等で流れてきた漂着物(木、生活用品など)があちこちで相当数散見される。このような環境下なのでゴミ等の投棄があっても、故意なのか自然に流れてきたものなのかは判断しにくい。
また、このような高水敷なので、少々のゴミを捨てることは許されると感じている人もいるのではないかと推測される。

4. 外来生物・野犬・集団化した猫・施設へのいたずら、焚火、危険迷惑行為、ゴルフ、ラジコン飛行機、オートバイの進入、自転車の暴走、迷惑駐車、無許可工作物について

- ・見当たらなかった。

5. 不法投棄、利用者のごみ、犬のふん、本流・支流の水質異常、施設等の異常、看板の異常、柵等の異常、施設内への部外者の侵入、工事現場の仮設材の異常、小動物の巣穴、施設に悪影響を及ぼす動物について

- ・見当たらなかった。

6. 河川利用の状況、河川内動植物の変化、河川水質の変化について

- ・河川利用の状況は、1で記載したとおり。
- ・ススキが目立つようになった。
- ・水の色は、ほぼ透明で50cm程度なら底が見えるが、11/23は、水の透明度が高く80cm程度の底が見えた。

7. 河川管理者への連絡が必要だと判断した事象について

[川に魚が浮いている。魚や鳥などの生物が大量に死んでいる。不審物を発見した。河川利用者に危険が及ぶ恐れのある事象について]

- ・台風で流されてきたと思われる比較的大きな流木が、高水敷や川の中に散見される。これらの流木が次の台風で海に流されると船舶に危険を及ぼす恐れがあるので、取り除く必要があるのではないかと感じました。

8. 河川愛護や美化などについて、地域住民の方との普及啓発に努めたこと。

- ・無し。

利用者が見当たらない河川敷(画面左手表裏法面に自転車や人が通れる道が無いので不便を感じた。)



伝法大橋の下流でよく見かける舟、何をしているのでしょうか。(漁師さんではなさそうです。)



以上。

(意見・感想)

11月モニター報告、伝法水門付近で動植物を熱心に観察していただきありがとうございます。

ご指摘頂きました左岸阪神本線下流からの管理用通路につきましては、下流側でモニター報告ありますように阪神なんば線架替工事で立入禁止にしております。

河川増水後は、昨年の台風21号時の時もそうですがどうしても多量のゴミが高水敷に漂着してしまいます。人工的な漂着ゴミの全面撤去はできればいいのですが、予算の都合によりできない実情があります。

伝法大橋下流の船は、阪神なんば線架替工事で他の船舶通行による事故を防ぐためのものです。

11月になり急に寒くなってきました。体調管理には気を付けてモニター活動続けてください。